

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 7 日

地 方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年 12 月 17 日厚生労働省告示第 408 号）をもって、①48 物質の食品中の残留基準値を改正したこと、②動物用医薬品ゲンチアナバイオレットについて、「食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」として規定するとともに、ゲンチアナバイオレット試験法を規定したこと、上記 2 点についての周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

担当：山本

TEL 03-3475-1601